

裁 決

審査請求人

東京都千代田区丸の内1-9-2

グラントウキョウサウスタワー17F

大本総合法律事務所

上記代理人 弁護士 関原秀行

処 分 庁 八王子市福祉事務所長

審査請求人が平成28年2月17日に提起した保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成27年12月21日付けでした保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して、平成27年12月21日付けでした保護廃止決定処分（27八事生第7-98号。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第2 経緯（保護決定調書、収入申告書、指示書、弁明機会通知書、本件処分通知書、ケース記録等）

- 1 平成21年11月13日、処分庁は、請求人に対し、生活保護法（以下「法」という。）による保護を開始した。
- 2 平成26年6月24日、処分庁は、法78条により、決定年月日を「平成26年6月19日」、納付理由を「稼働収入無申告による。その他収入無申告による。」、納付金額を「1,120,037円」とする生活保護費の徴収決定処分を行い、請求人に通知した（26八事生一発第6-46号。以下「前回徴収処分」という。）。
- 3 平成26年7月1日、処分庁は、前回徴収処分を受けて、法27条により、請求人に対し、別紙のとおり指示する旨の指示書を交付した（26八事生一発第779号の4。以下「本件指示」という。）。
- 4 平成27年6月30日、処分庁が、_____銀行に対する法29条による調査をしたところ、平成27年7月9日付けの回答により、同銀行の請求人名義の貯金口座には、平成27年1月23日、処分庁に届出のない30,000円の入金（以下「本件入金」という。）があることが判明した。
- 5 平成27年11月18日、処分庁の職員（以下「担当職員」という。）が請求人に対して、本件入金に関し、電話により「金額に不明なものがあり、口座を記帳し、印鑑を持参するように」指示したところ、請求人から「11月25日に来所」する旨の回答があった。
- 6 平成27年11月25日、請求人が処分庁事務所に来所し、請求人名義の金融機関の預金通帳の取引記録の写しを提出した。担当職員が同記

録を確認したが、そのうちの_____銀行の最終取引日が平成26年6月10日であったため、請求人に平成27年における取引記録について指摘したところ、「思い出した」として、請求人から以下の内容の説明があった。

本件入金は、知人の____氏からのものであるが、請求人の友人である____さんが所有する健康アクセサリー(ブレスレット)を請求人の仲介により____氏に売った際の商品代金であり、商品代金は入金後に請求人が引き出して____さんに渡し、引き換えに健康アクセサリーを受け取り、____氏に渡したものである。

商品代金の30,000円は、請求人の口座を経由しただけで、請求人に収入が発生したわけではない。

担当職員は、この説明について請求人に対し、本件入金が請求人の収入でないと主張するなら、挙証資料が必要であることを改めて説明した上で、本件入金について改めて説明する機会として、弁明の機会を設けることを伝え、弁明の機会を12月16日午前10時とすることで請求人と合意した。また、弁明の機会の通知を事前に送付するので確認するように伝えた。

7 平成27年12月3日、処分庁は、上記6により、本件指示の内容が履行されていないとして、請求人に対し、本件入金の判明により請求人の保護を廃止する予定であるとした上で、同月16日午前10時を弁明日時として指定し、弁明の機会を付与する旨記載した「弁明機会通知書」(27八事生総発第8-280号。以下「本件弁明機会通知書」という。)を請求人に送付した。

8 平成27年12月16日、請求人は、処分庁事務所に来所し、おおむね以下の内容の弁明を行った。

本件入金は請求人の収入ではない。____氏と____さんが初対面であったことから、請求人が健康アクセサリー(ブレスレット)の取引を仲介しただけである。商品代金の30,000円は入金後に請求人が引き出し

て____で____さんに渡し、____さんが健康アクセサリーを____氏に郵送した。挙証資料はないので、口頭の説明で理解してもらうしかない。

本件入金は請求人の収入ではないから、申告する必要はないと思った。請求人の口座が利用されたことについては、不注意であった。

9 平成27年12月17日、処分庁は、所内でケース診断会議を開催して、弁明の機会における請求人の弁明内容を検討したところ、請求人の弁明には理由がないとして、本件指示違反により請求人の保護を廃止するとともに、本件入金について法78条により返還を求めるとの結論を得た。

10 平成27年12月21日、処分庁は、同月17日付けで、廃止の理由を「生活保護法第27条により平成26年7月1日付けで行った『法第78条により費用徴収となるべき事実について以後改めるように』との文書指示に従わず、平成27年12月16日の弁明の機会での弁明内容も理由がないと判断されるため、生活保護法62条に基づき、保護を廃止します。」とする本件処分を決定し、請求人に通知した。

11 平成27年12月24日、処分庁は、所内でケース診断会議を開催して、平成27年11月における請求人に対する支給保護費が60,907円であることから、本件入金の30,000円について、法78条により返還対象とするとの結論を得た。

12 平成28年1月21日、八王子市長は、上記11により、本件入金について、法78条により、決定年月日を「平成27年12月24日」、納付理由を「その他収入無申告による 未申告収入額30,000円控除額0円」、納付金額を「30,000円」とする生活保護費の徴収決定処分を行い、請求人に通知した（27八事生総発第8-350号。以下「今回徴収処分」という。）。

第3 当庁の判断

1 請求人の主張

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、これらの点から本件処分は違法又は不当であると主張している（審査請求書、反論書）。

- (1) 本件入金は、請求人の収入ではなく届出義務もない。すなわち、本件入金の30,000円は、ゲルマニウムネックレスの代金としての____氏からの預かり金であって、引出し後に____さんに渡してあり、その後、ゲルマニウムネックレスは____さんから____氏に直送されているのであって、請求人の収入に当たらないことから、請求人は本件指示に反したことはない。
- (2) 本件入金は低額であり、また、一時的に____氏から預かったに過ぎず、仮に、不正受給の意図があったとすれば、容易に判明するような貯金口座に入金するとは考え難いことから、請求人に不正受給の意思がないことは明らかである。

そして、本件指示がなされたのは、平成26年7月1日であり、本件処分は、その1年半が経過してからであって、この間、本件入金についての文書による指導指示はなく、また、指導指示に従わない場合であっても、当該要保護者の状況によりなお効果が期待できるときは、保護の廃止処分等に先立ち、再度、書面による指導を行うこととされているにもかかわらず、保護廃止処分（本件処分）に当たり、文書による指導指示がなされていないのであるから、手続に違法がある。

さらに、請求人は、____、____及び歯の治療により通院を継続する必要があるが、本件処分により医療扶助を受けられないことになれば、上記治療を継続することは困難になり、請求人の病状が悪化すること等により、最低限度の生活を送ることが困難になることが明らかであるから、本件処分は不当である。

2 請求人の主張についての検討

(1) 法令等の定め

法によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、保護の実施機関にその旨を届け出なけ

ればならないこととされている（61条）。

また、法によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（27条1項）、被保護者は、これに従わなければならないとされ（62条1項）、被保護者がこの義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができることとされており（62条3項）、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対しあらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとされている（62条4項）。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「本件課長通知」という。）によれば、「被保護者が書面による指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法第27条による指導指示を行うこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。」とされ、「法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき」には、保護を廃止することとされている（第11の問1答3・(2)）。

- (2) これを本件についてみると、請求人は平成26年7月1日に、処分庁より本件指示を受けていたことが認められる（第2・3）。

本件指示は、就労収入等について申告がなかったことを理由に法78条による前回徴収処分がなされたこと（第2・2）に伴い、処分庁が指示したものであり、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定する法4条1項

の趣旨及び被保護者に収入の届出義務を課す法61条の規定に沿って行われたものと認められ、これを理由のないものということとはできない。

また、本件指示の内容は、請求人に対し、収入があったときの速やかな届出と法78条の費用徴収の対象となるべき事実について、二度と不正受給を繰り返さないよう求めるものであると認められる。

そして、処分庁は、本件入金の実態について、本件指示違反となるとして、請求人から事情を聴取し、弁明の機会を付与した上で、上記(1)の法令等の規定により、請求人の保護を廃止した(本件処分)ものと認められる。

- (3) ところで、「法62条3項が、被保護者が指示に違反したとき『保護の変更、停止又は廃止することができる』と規定しているのは、保護実施機関に、処分をするか否か、するとしていかなる処分をするかについて、裁量を与えたものであるが、保護に関する処分は、被保護者の権利利益に重大な影響を及ぼし得るものであるから、指示違反があれば裁量によりいかなる処分をもなし得ると解すべきではなく、具体的事案において当該処分が著しく相当性を欠く場合には、裁量権を逸脱又は濫用するものとして、違法となるものと解するのが相当である。そして、保護の廃止は、継続している保護の効果を将来に向かって剥奪し、保護の実施を終局的に断絶させる最も重い処分であるから、裁量権の逸脱又は濫用の判断に当たっては、処分の根拠となった指示の内容の相当性・適切性、指示違反に至る経緯、指示違反の重大性・悪質性、将来において指示事項が履行される可能性、保護の変更や停止を経ることなく直ちに保護を廃止する必要性・緊急性、保護廃止がもたらす被保護世帯の生活の困窮の程度等を総合考慮すべきである。」とされている(福岡地方裁判所平成21年3月17日判決・判例タイムズ1299号147頁)。

また、「本条(注:法62条)第3項による保護の変更等の処分は、

義務違反のあつた場合に必ず行われるべきものではなくて、保護の実施機関の裁量により、必要と認めたときに『することができる。』という性質のものであるから、義務違反があつたからとて直ちに本項の措置をとるべきものではなく、更に、今一度義務の履行を求めると共に、若しそれでも違反する場合には、本項の処分をする旨を併せ通知することが必要である。(以下略)」と解されている(「改訂増補 生活保護法の解釈と運用(復刻版) 小山進次郎著 648頁」)のも同様の考え方によるものと解される。

- (4) そして、当庁の調査によれば、以下の事実がそれぞれ認められる。
- ア 処分庁は、本件処分に当たり、保護の停止を検討せずに、本件課長通知の第11の問1答3・(2)により、請求人に係る保護を廃止していること。
- イ 本件指示によれば、処分庁は請求人に対し、収入があつた場合は、速やかな届出及び法78条による費用徴収の対象となる不正受給を二度と繰り返さないことを求めていたところ、法78条の具体的な対象についての説明がなされたかは不明であること。
- ウ 処分庁による本件入金に係る請求人から事情聴取は、弁明の機会を除くと平成27年11月25日のみであり、その際に、請求人に対して本件入金に係る収入申告を行うように口頭指導した事実はなく、また、その前後を含めて請求人に対し、収入申告を指示する旨の文書の存在は認められないこと。
- エ 本件指示の理由である前回徴収処分の対象は、就労収入、借金収入及び競馬収入であるが、処分庁は、本件入金を不正受給であるとしているものの、本件入金が請求人のどのような収入に当たることなどから不正受給に該当するとしているのかについて、調査、判断及び請求人に対する説明をしておらず、一方で、請求人は、証拠を示せないものの、預り金であるとしていること。
- オ 本件入金に係る関係人の____さん及び____氏に対する、処分庁の

調査等の事実は認められないこと。

カ 請求人は、本件入金について、法78条の徴収対象となる不正受給であるとは認識していなかったこと。

キ 本件入金は、30,000円であって、前回徴収処分の対象額と比較すると少額であること。

ク 請求人は、就労に伴う給与について、適宜、処分庁に対して収入申告書を提出していたこと（平成27年9月15日、同年11月16日及び同年12月16日等）。

ケ 今回徴収処分においては、請求人の説明及び弁明の機会における弁明に基づき、本件入金を不正受給と認定しながらも、不正受給に対する法78条2項による徴収金に対する加算措置は講じられていないこと。

コ 平成27年11月における請求人の収入認定額の内訳が、厚生年金及び給与収入の66,463円であり、扶助額が127,370円であるため、支給保護費は60,907円とされていることから、請求人に係る保護が廃止された場合は、請求人の収入は半減し、生活が困窮化することは明らかであったこと。

- (5) そうすると、本件処分に際して、請求人には弁明の機会が付与されてはいるものの、保護廃止は被保護者の権利利益に重大な影響を及ぼす最も重い処分であって、保護廃止となると請求人の生活が困窮することが明らかであったところ、処分庁は、本件入金について、請求人に対する収入申告の指導、指示を行っていないにもかかわらず、また、保護停止についての検討を経ることなく、不正受給に当たるとして、本件課長通知を根拠に本件処分を決定しており、さらに、本件弁明機会通知書及び本件処分通知書においては、本件入金を請求人の収入とした上で不正受給に当たると認定した理由についての具体的な記載が認められない。

そして、本件入金が請求人の収入になるとしても、法78条による

徴収対象となるかは疑問であり、また、仮に、同条の対象となる不正受給であったと解したとしても、そのことをもって、請求人に対する保護廃止処分（本件処分）が適切であったと認めることは困難であると解さざるを得ない。

よって、本件処分は、法62条3項の規定の趣旨に反する不当な処分と認められ、その余の点を判断するまでもなく、違法又は不当な処分として取消しを免れない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号による改正前のもの。）40条3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成28年9月21日

審査庁 東京都知事 小 池 百 合 子

別紙

指 示 書

生活保護法第27条に基づき、あなたに対して下記のとおり指示します。
この指示に従わない場合には、生活保護法第62条第3項の規定により、現在受けている保護を変更、停止又は廃止することがあります。

記

法第29条の資産調査において、あなたが平成21年12月から平成26年4月にかけて_____での稼働収入、知人からの借金収入と競馬による収入があったにもかかわらず、福祉事務所に正確な収入を報告せず、不正受給（収入の未申告）を行っていたことが明らかになり、法第78条を適用しました。

あなたには収入があったときや、生計の状況に変動があったときは、法第61条によりすみやかに福祉事務所に報告する義務があります。この義務を怠り、正しい届出を行わなかった場合（過小申告・未申告・虚偽申告）、生活保護費の不正受給となります。

ついては、今後、当市で保護受給中に収入等があったときは、すみやかに正しい届出を行い、法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について、以後改め、二度と不正受給を繰り返さないように指示します。